

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 規 則

ページ

- 北九州市公印規則の一部を改正する規則【総務市民局総務部法制課】

2

◇ 告 示

- 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請【環境局環境監視部環境監視課】

3

北九州市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 1 8 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第 3 6 号

北九州市公印規則の一部を改正する規則

北九州市公印規則（昭和 3 8 年北九州市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の補助機関等の専用印の市民課・出張所専用区長印の項中「縦 5 横 2 4」を「縦 4 横 1 5」に、

「

区役所市民課長及び区役所出張所長	区役所市民課及び区役所出張所
------------------	----------------

を

」

「

総務市民局市民部区政推進課長並びに区役所市民課長及び区役所出張所長	総務市民局市民部区政推進課並びに区役所市民課及び区役所出張所
-----------------------------------	--------------------------------

に

」

改める。

別表第 2 の 5 補助機関等の専用印の表中ひな型 3 を次のように改める。

3

北九州市区長印

付 則

この規則は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

北九州市告示第 268 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 5 条第 1 項の規定による特定施設の設置の許可申請があったので、同条第 4 項の規定によりその概要を告示し、同条第 3 項に規定する事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該特定施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに、北九州市長に、事前評価に関する事項についての意見書を提出することができる。

令和 8 年 6 月 18 日

北九州市長 武内和久

1 申請の概要

(1) 申請者

北九州市戸畑区大字中原 46 番 80 号
日鉄ケミカル&マテリアル株式会社
九州製造所 所長 森下国治

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

北九州市戸畑区大字中原 46 番 80 号
日鉄ケミカル&マテリアル株式会社九州製造所

(3) 設置される特定施設に関する事項

ア 名称、種類及び能力

名称	R-3101 / D-3011
種類	水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）別表第 1 の第 33 号一ニに掲げる静置分離器
能力	40.3 m ³

イ 使用時間間隔、1 日当たりの使用時間、季節的変動及び施設の使用開始年月日

使用時間間隔	4 日 / 1 バッチ
1 日当たりの使用時間	24 時間
季節的変動	なし
使用開始年月日	許可日以降

ウ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常
の量及び最大の量並びに汚染状態の通常値及び最大の値

汚水等の量 (m^3 / 日)	通常 4.2 最大 8.5
水素イオン濃度	通常 6.0 ~ 8.5 最大 6.0 ~ 8.5
化学的酸素要求量 (mg / l)	通常 1,700 最大 3,000
窒素含有量 (mg / l)	通常 10 最大 10
りん 含有量 (mg / l)	通常 1 最大 3

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

汚水の処理施設の名称、使用時における当該汚水処理施設による処理後
の汚水等の1日当たりの通常値及び最大の値並びに当該汚水等の汚染状
態の通常値及び最大の値

処理施設名 活性汚泥処理設備

項目	設置前	設置後
汚水等の量 (m^3 / 日)	通常 3594.6 最大 3977.7	通常 1993.3 最大 2339.2
水素イオン濃度	通常 7 ~ 8 最大 6 ~ 8	同左
化学的酸素要求量 (mg / l)	通常 230 最大 380	同左
浮遊物質量 (mg / l)	通常 40 最大 100	同左
シアン化合物 (mg / l)	通常 2.0 最大 3.5	同左
フェノール類含有量 (mg / l)	通常 1.0 最大	同左
ノルマルヘキサン抽 出物質含有量 (mg / l)	通常 1.0 最大	同左

(5) 排水に関する事項

ア 排水口名 No. 2排水口

イ 排水量及び汚染の状態

項目	設置前	設置後
排出水の量 (m^3 /日)	通常 5 5 5 0 8 . 6 最大 7 8 1 7 3 . 7	通常 5 3 9 0 7 . 3 最大 7 6 5 3 5 . 2
水素イオン濃度	通常 5 最大 9	同左
化学的酸素要求量 (mg/l)	通常 2 9 最大 3 9	同左
浮遊物質 (mg/l)	通常 3 0 最大 4 0	同左
シアン化合物 (mg/l)	通常 0 . 3 最大 0 . 5	同左
フェノール類 含有量 (mg/l)	通常 0 . 3 最大 0 . 5	同左
ノルマルヘキサ ン抽出物質 含有量 (mg/l)	通常 1 . 2 最大 2 . 0	同左
窒素含有量 (mg/l)	通常 5 0 最大 7 0	同左
リン含有量 (mg/l)	通常 0 . 5 最大 1 . 0	同左
ベンゼン (mg/l)	通常 最大 0 . 0 8	同左

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和8年6月18日から同年7月9日まで（日曜日及び土曜日を除く。
）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市環境局環境監視部環境監視課

3 意見書の提出要領

事前評価に関する事項についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、令和8年7月9日までに前項第2号の場所に到着するように提出すること。